

## 【NPO法人ディック遺児奨学会 奨学生募集要項】

1. 募集人数 若干名

2. 応募受付期限 2026年4月27日(月) 必着

3. 応募条件

次の(1)および(2)に該当する学生が、応募資格のある方となります。

(1) 申し込み時点で、高等学校に在学をしている方

(2) 自然災害、事故(交通事故・労働災害等)や病気により、親を亡くされた方  
※養子縁組または再婚により、両親に扶養されている方は除く

4. 応募方法

以下の書類を、本法人までメールまたは郵送願います。

(1) 奨学金申込書(別添)

(2) 在学証明書(コピー可)

※メール・郵送先は、【奨学金問合せ先】に同じ

5. 結果通知

奨学生となった方には、本法人より2026年5月18日(月)までに「支給承諾通知書」を学校宛に送付致します。それ以外の方には、特に通知はいたしません。

※応募者多数の場合は、選考により奨学生を決定いたします。

6. 奨学金支給額

月額 20,000円 ※初回月のみ4月、5月、6月の3か月分を支給。

(但し、社会経済状況や本法人の事業計画等により、支給額を変更する可能性あり)

7. 奨学金支給方法

毎月末日に翌月分を、奨学生名義の金融機関口座に振り込みます。

8. 奨学金支給期間

原則、「支給承諾通知書」に記載された以下の期間となります。

(支給開始月) 奨学生となった月

(支給終了月) 高等学校を卒業する月

9. 定期報告書の提出

奨学生となった方には、年4回（6月、9月、11月、1月）各月の末日までに本法人へ定期報告書（500字程度）を提出頂きます。

10. 奨学金支給の停止

奨学生が休学または停学することとなった場合、その一定期間は奨学金の支給を停止致しますので、その旨ご連絡下さるようお願いいたします。

11. 奨学金受給資格の喪失

奨学生に、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該奨学生は受給資格を喪失します。

- （1）高等学校に在籍しなくなったとき
- （2）前記3. の応募条件（2）に該当しなくなったとき
- （3）奨学金を辞退する申出があったとき
- （4）提出書類または事実虚偽が発覚したとき
- （5）提出書類または事実に変更があったにも関わらず、届出がなかったとき
- （6）その他本法人が求める書類を提出しないとき

12. 奨学金の返済および返還

本法人の支給する奨学金は、返済の必要がありません。

但し、奨学生に前記11. の（4）、（5）および（6）のいずれかに該当する事由が発生した場合、支給した奨学金の全部または一部の返還を求める場合があります。

以上

【奨学金お問合せ】

NPO法人ディック遺児奨学会 事務局（担当：寺田 / 葛城 / 大滝）

〒105-0013 東京都港区浜松町 1-29-6 浜松町セントラルビル 2F

TEL：03-3431-1227 FAX：03-6435-7716

E-MAIL：npo-dic@dicse.com